

京都府における無形文化財 — 伝承への課題 —

京都府教育庁指導部文化財保護課主幹
兼美術工芸・民俗・無形民俗文化財係長
福島 孝行

1 京都府の状況

- ・重要無形文化財 芸能 2 名、工芸技術 10 名
- ・府指定無形文化財 芸能 2 名、工芸 2 団体・11 名、その他(京料理) 1 名
- ・選定保存技術 10 団体、16 人
- ・府選定保存技術 2 団体、1 名

2 継承にかかる補助事業の状況

- ・国認定無形文化財保持団体及び国選定保存技術保持者及び保存団体の内、選定保存技術保持者 1 名を除いて全員・全団体国庫補助事業を実施
- ・府指定無形文化財・府選定保存技術については補助要綱上継承にかかる項目はあるが、利用なし。
(無形文化財：府指定；事業費の 1/2、上限 500 万円、府登録；同 1/3、同 300 万円、選定保存技術：同 1/2、同 100 万円)

3 伝承事業の課題

・継承する人材の不足

- ・高齢の保持者からその配偶者への伝承

※現役世代が継承するには、生業として成り立つ必要がある

<対応>・補助金の増額などによる修理事業の増加・増額による収入の増加。

(府指定建造物修理補助：事業費 1/2・上限額 1,000 万円、府登録同 1/3、同 500 万円、暫定登録 1/3・同 390 万円、未指定(知事部局)同 1/2・同 200 万円)

- ・細分化した技術を再統合して体系的に少ない生産・修理需要に応える。
- ・修理補助事業の受託先を無形文化財・選定保存技術保持者に要綱で限定する。
- ・その他の収入と併用して生活を維持する。

・補助事業の課題

・申請書、変更承認申請書、実績報告書の問題

- ・個人の保持者の場合、申請書等が難しすぎて書けない。
- ・府や市町村の会計規則・旅費条例を知らない。(理解しづらい)
- ・領収書等帳票類に不備が多い。(一般的には但書などが抜けているものが多い)
- ・行政書士に依頼しようとしても報酬が高額(1件5万円+成功報酬)の上、補助対象外
- ・職員が相当助言をしているのが実態